

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	保全情報システム再構築業務
発 注 課	建築保全課
選 定 事 業 者	株式会社日立製作所北海道支社
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。） 本システムについて、構築及び運用保守に一貫して携わってきたのは（株）日立建設設計であり、仕様及び内部構造を熟知している。また、事業者の経験や知識に基づく技術により構築されており、既存データとの整合性を保った状態でシステムをバージョンアップする方法は、本事業者のみが把握している。 加えて、本システム基盤製品の最新版である「FAMS 3.1 オンプレミス版」にバージョンアップする必要がある、ソフトウェアの著作権及び開発に伴う権利上、日立グループ以外の業者がインストールプログラム等を入手して環境構築することはできず、同グループ内において当該製品及び本案件に関する営業・受託の窓口は（株）日立製作所に一任されている。 以上により、本システムのバージョンアップ及びシステムの再構築を遂行できる業者は（株）日立建設設計において他になく、本業務を受託できる業者は、本案件に関する営業・受託の窓口である（株）日立製作所において他にない。	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号